⑻　本工事は、国土交通省と東日本旅客鉄道株式会社が施行している新宿駅交通結節点整備（以下「交通結節点整備」という。）に隣接した工事である。工事車両、工事作業員の安全確保（資材等の落下、倒壊、騒音、振動、粉塵、漏水等の防止）はもとより、当該工事担当者と施工計画・工程について連絡調整を取り、本工事を進めること。

⑼　本工事に関係する建築工事及び店舗関連工事は別途発注とする。これらの工事担当者と連絡調整を取り、本工事を進めること。

⑽　現場周辺の近隣住民、隣接建物及び周辺交通に対して十分配慮し、安全を確保し、施工すること。

⑾　建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築確認により、仕様書等及び手続きに変更が生じる可能性がある。

⑿　本工事は工期、使用開始時期を最大６ヶ月短縮する可能性があるため、これに対応すること。

⒀　本工事は、事務所及び店舗からなる複合ビルの電気設備工事であり、建物価値向上及びテナント要望等のため、本工事に関する工事請負契約（以下「本契約」という。）締結後に仕様書等及び手続きに変更が生じる可能性がある。その際は監督員と協議するものとする。

2　競争参加資格　次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

⑴　成年被後見人、被保佐人、被補助人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。

⑵　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをした者又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に、経営事項審査を受けた者であること。

⑶　経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

⑷　建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の総合評定値通知で、競争参加申請時における最新の電気工事業の総合評点が、1,250点以上であること。

⑸　平成14年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した次の基準を満たす工事（建築一式工事における施工実績は含まない。）を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。なお、東日本旅客鉄道株式会社東京電気システム開発工事事務所（以下「当工事事務所」という。）が認める外国での施工実績を含む。

①　共同企業体の代表者は、次の基準を全て満たす施工実績を有すること。

ア）階数地上20階以上、延床面積55,000㎡以上の各条件を満たす複合ビル、事務所ビル又は商業ビルの新築電気設備工事（ただし、いずれの工事であっても商業用途の空間を含む工事に限る。）

イ）特別高圧受変電設備、動力設備、電灯設備、情報通信設備及び防災設備のシステム一式で施工した工事。

②　共同企業体の代表者以外の構成員は、次の基準を全て満たす施工実績を有すること。

ア）延床面積25,000㎡以上の複合ビル、事務所ビル又は商業ビルの新築電気設備工事（ただし、いずれの工事であっても商業用途の空間を含む工事に限る。）

イ）高圧受変電設備、動力設備、電灯設備、情報通信設備及び防災設備のシステム一式で施工した工事。

⑹　共同企業体の代表者は、次の基準を満たす専任の監理技術者を本工事に配置できること。

①　監理技術者　平成14年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記⑸①ア）イ）に定める工事（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）において監理技術者、主任技術者又はそれと実質的に同等以上の技術者として施工経験が１年以上あり、かつ技術士（電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を「電気電子」又は「建設」とする者）に合格した者）又は１級電気工事施工管理技士の資格を有する者であること。また、監理技術者資格者証を有する者であること。

②　その他　配置予定の監理技術者にあっては、入札参加者との直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

⑺　本工事に係る設計業務の受託者又はコンストラクションマネジメント業務の受託者並びに当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。（入札説明書参照）

⑻　当工事事務所との工事請負契約に関し、現に履行遅滞となっている者でないこと。

⑼　一般競争に参加する者に必要な資格の競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）、並びに共同企業体競争参加願書、委任状及び共同企業体協定書（あわせて以下「参加願書等」という。）を提出する期限の最終日から開札の時までの期間に、当工事事務所から発注停止の処分を受けている者（同期間に発注停止の処分を受けた者及び同期間において提出期間の最終日以前に受けた発注停止の期間を継続している者を含む。）でないこと。

⑽　申請書、資料及び参加願書等に虚偽の記載をした者であると認められる者でないこと。

⑾　申請書、資料及び参加願書等の提出期間の最終日から起算して１年前の日以降において正当な理由なく、当工事事務所との工事請負契約を履行しなかった者でないこと。

⑿　暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下まとめて「反社会的勢力」という。）のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等ではないこと。

⒀　共同企業体の構成にあたっては、次の基準を満たすものであること。

①　共同企業体を構成しようとする者の間に資本関係若しくは人的関係がないこと。（入札説明書参照）

②　共同企業体の構成員の数は、２ないし３者とする。構成員の出資比率は、２者の場合は30%以上、３者の場合は20%以上とする。代表者の出資比率は、構成員中最大とすること。また、共同企業体の結成方式は、自主結成とし、甲型とする。

③　本工事について、同一者が２以上の共同企業体の構成員になっていないこと。

⒁　工事全般の安全管理計画が不適切でないこと。

3　総合評価に関する事項

⑴　入札の評価に関する基準

①　工事全般の安全管理計画を評価する。

②　監理技術者の理解度・取組み姿勢をヒアリング結果に基づき評価する。

⑵　総合評価の方法

①　標準点　競争参加資格を満たした入札参加者には標準点100点を与える。

②　加算点　加算点は、⑴「入札の評価に関する基準」に示す評価項目について、①及び②の合計点（10点満点）とする。

③　総合評価は、上記により得られる標準点と加算点の合計を当該入札参加者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

⑶　落札者の決定方法

①　入札参加者は、価格及び⑴「入札の評価に関する基準」に示す評価項目により入札し、次のア）、イ）の全ての要件に該当する者のうち、⑵「総合評価の方法」によって算出された評価値の最も高い者を落札予定者とし、その者の工事請負入札書（以下「入札書」という。）に添付された工事内訳書及び科目内訳を審査のうえ妥当な場合に落札者に決定する。

ア）入札価格が基準価格の制限の範囲内であること。

イ）評価値が、標準点（100点）を基準価格で除した数値を下回らないこと。ただし、落札予定者となるべき者の入札価格によっては、その者により本契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と本契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、当該落札予定者に照会、審査のうえ妥当な場合に落札者に決定する。

②　①において、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、最低価格を提示した者を落札予定者とする。なお、最低価格を提示した者が複数者いる場合は、抽選により決定する。

③　全ての入札参加者の入札価格が基準価格の制限の範囲外だった場合、随意契約に移行する。この場合、入札参加者の中から最低の価格の者を第１順位者に指名し、協議し、基準価格以下でその者と契約を締結する。（不調の場合は次に低い価格の者と協議し、更に不調の場合は順次行う。）